

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月10日
【会社名】	株式会社 名古屋銀行
【英訳名】	The Bank of Nagoya, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 中村 昌弘
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦三丁目19番17号
【電話番号】	名古屋(052)951-5911(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 杉田 尚人
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番10号 株式会社 名古屋銀行 東京事務所
【電話番号】	東京(03)3277-1091
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 高見 功
【縦覧に供する場所】	株式会社 名古屋銀行 岐阜支店 (岐阜市長住町六丁目14番地) 株式会社 名古屋銀行 東京支店 (東京都中央区八重洲二丁目2番10号) 株式会社 名古屋銀行 大阪支店 (大阪市北区西天満五丁目16番5号) 株式会社 名古屋銀行 静岡支店 (静岡市葵区御幸町4番地1号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注) 東京支店、大阪支店、静岡支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

## 1【提出理由】

平成27年3月10日開催の当行取締役会において、スイス連邦その他欧州を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）において募集する2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### イ 本新株予約権付社債の銘柄

株式会社名古屋銀行2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

### ロ 本新株予約権付社債に関する事項

- ( ) 発行価額（払込金額）  
本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額 50,000米ドル）
- ( ) 発行価格（募集価格）  
本社債の額面金額の102.5%
- ( ) 発行価額の総額  
1億米ドル
- ( ) 券面額の総額  
1億米ドル
- ( ) 利率  
本社債には利息を付さない。
- ( ) 償還期限  
2020年3月26日
- ( ) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
  - (1) 種類及び内容  
当行普通株式（単元株式数 1,000株）
  - (2) 数  
本新株予約権の行使により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記( )記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- ( ) 本新株予約権の総数  
2,000個
- ( ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
  - (2) 転換価額は米ドル建とし、当初、当行の取締役頭取が、当行取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当行と下記八記載の買取人との間で締結する社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書の締結日における当行普通株式の終値（下記( ) (2)に定義する。）を本日午後3時（日本時間）現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値により米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
  - (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式（当行の保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、一定限度を超える配当の支払い、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整されることがある。

## ( ) 本新株予約権の行使期間

2015年4月9日から2020年3月12日の銀行営業終了時(ルクセンブルク時間)までとする。但し、( ) 本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日(以下に定義する。)前の日の銀行営業終了時(ルクセンブルク時間)まで、( ) 当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合は本社債が消却される時まで、( ) 本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.に引き渡された時まで、また( ) 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年3月12日の銀行営業終了時(ルクセンブルク時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当行による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知(以下「取得通知」という。)の翌日から取得期日(以下に定義する。)までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の組織再編等(以下に定義する。)を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することができないものとする。

上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京営業日(以下に定義する。)でない場合は翌東京営業日)が、株主確定日(以下に定義する。)の2東京営業日前の日(当該株主確定日が東京営業日でない場合には、当該株主確定日の3東京営業日前の日)(その日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京営業日でない場合には、当該株主確定日の翌東京営業日)(その日を含む。)までの期間に該当する場合には、行使することができない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当行は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「取得期日」とは、取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。

「組織再編等」とは、合併行為(以下に定義する。)、会社分割行為(以下に定義する。)、持株会社化行為(以下に定義する。)及びその他の本社債に基づく当行の義務を承継会社等に承継させる組織再編行為をいう。

「合併行為」とは、当行が他の法人と新設合併し、又はこれに吸収合併される(当行が存続会社となる新設合併又は吸収合併を除く。)旨の決議が当行の株主総会(又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当行の取締役会)で承認された場合をいう。

「会社分割行為」とは当行が新設分割又は吸収分割を行う(本社債に基づく当行の義務を当該分割の相手方に承継させる場合に限る。)旨の決議が当行の株主総会(又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当行の取締役会)で承認された場合をいう。

「持株会社化行為」とは、当行が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる旨の決議が当行の株主総会(又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当行の取締役会)で承認された場合をいう。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

「営業日」とは、ロンドン、ルクセンブルク及び東京において銀行が通常の営業を行っている日をいい、「東京営業日」とは、東京において銀行が営業を行っている日をいう。

## ( ) 本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 2019年12月27日(但し、当日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期(1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下、本(2)において同じ。)の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日において、それぞれの取引日における当行普通株式の終値を当該取引日における為替レート(以下に定義する。)により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%(1セント未満を四捨五入)を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日(但し、2019年10月1日に開始する四半期に関しては、2019年12月26日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(JCR)による当行の長期発行体格付又は本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)がBBB-(格付区分の変更が生じた場合には、これに相当するもの)以下である期間

当行が、本新株予約権付社債権者に対して、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間

当行が組織再編等を行うにあたり、上記( )記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、当該組織再編等の効力発生日の30日以前以後当該組織再編等の効力発生日の1日前までの期間

なお、一定の日における当行普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当行普通株式の普通取引の終値をいう。また、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、当行普通株式の終値が発表されない日を含まない。

一定の日における「為替レート」とは、当該日における直物外国為替レートをいい、当該日の午後3時(日本時間)現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表

示される米ドル円直物外国為替レートの仲値により決定される。ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、本新株予約権付社債の要項記載の新株予約権行使請求受付代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

- ( ) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- ( ) 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨  
該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ( ) 本新株予約権の譲渡に関する事項  
該当事項なし。

## 八 発行方法

Mizuho International plc(本書において「買取人」という。)の総額買取引受によるスイス連邦その他欧州を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

## 二 引受人の名称

Mizuho International plc(単独ブックランナー兼主幹事引受会社)

## ホ 募集を行う地域

スイス連邦その他欧州を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)

## へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

- ( ) 手取金の総額
  - (1) 払込総額  
1億米ドル(邦貨換算額121億03百万円)
  - (2) 発行諸費用の概算額  
約21万米ドル(邦貨換算額約25百万円)
  - (3) 差引手取概算額  
約9,979万米ドル(邦貨換算額約120億78百万円)
- ( ) 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期  
本新株予約権付社債発行による発行手取金約1億米ドルは、平成29年3月末日までを目途に米ドル建の投融資資金に充当する予定です。

## ト 新規発行年月日

2015年3月26日

## チ 上場金融商品取引所の名称

該当事項なし。

## リ 2015年3月10日現在の発行済株式の総数及び資本金の額

発行済株式の総数	205,054,873株
資本金の額	25,090,856,603円

## 安定操作に関する事項

該当事項なし。

以上